消防の広域化に至る経緯

平成18年の消防組織法一部改正を受け、埼玉県では県内を7ブロックに分けた広域化推進計画が策定され、草加市と八潮市は、第6ブロック(6市1町)に位置付けられました。同ブロックでは、定期的に勉強会を開催していましたが、平成24年度に入り、埼玉県から2市での広域化について打診を受けました。地理的にも市街地が連続しており消防本部間の距離も約3kmと近いこと、更には消防力向上のための一手段として検討する価値があったことなどから、平成25年4月に「草加市及び八潮市消防広域化協議会」を設置しました。協議を進める中で、平成27年1月に広域消防運営計画を策定、同年3月に両市議会において広域化の議決が得られました。その後、組合運営に必要なシステム構築、例規整備その他消防業務を開始するための移行準備を進めてきました。そして、平成27年10月に草加八潮消防組合を設立し、平成28年2月の組合議会定例会において事務の共同処理に必要な条例案等53件の議決を受けた後、4月から広域体制の運用開始に至ったものです。

協議会設置から組合設立までの2年6か月にわたる調整では、合計103回の会議を行い、財産の取扱い、給与、負担割合など127項目の調整を行いました。 今回の広域化に当たっては、単独消防間で一部事務組合を新設したため、困難な面も数多くありました。一例を挙げると、これまで市で行っていた人事給与、財政、議会、監査等の事務が広域化後に新たに加わり、これらを実務経験の少ない消防職員が行うため、円滑に運営できるかといった課題もありました。これに対しては、広域化前に職員を市に派遣して実務研修を受けさせることや、一部の事務を構成市に委託するなどして対応を図り、平成28年4月の業務開始に至りました。



消防の広域化が実現した今、より一層、住民の方々が安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組み、「消防が広域化して良かった。」と言っていただけるよう、広域化の効果を十分に発揮するとともに、保有する限られた消防力を有効活用し、住民の安全安心に寄与してまいります。